

第三者評価結果

事業所名：横浜市左近山保育園

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント>	
<p>保育理念、保育方針、保育方針、園目標は、利用のご案内（兼重要事項説明書）に記載及び園内各所に掲示しています。旭区のホームページにも園の基本情報と併せて園目標や保育姿勢を公開しています。保護者には入園説明会で丁寧に説明し周知に取り組んでいます。職員のシフト勤務のため、保護者とのコミュニケーションに難しさがありますが多種多様な手段を用いて周知に取り組まれることを期待しています。職員は全体的な計画の見直し時または年間指導計画作成時に理解を深めています。全職員の周知度は勤務形態により異なりますが毎日のミーティング等で啓蒙に取り組んでいます。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>	
<p>横浜市の各種計画から地域における福祉事業の状況を分析し課題化しています。また、旭区行政区園長会、旭区保育教育施設長会議で各園の情報を収集、共有化を図り育児支援としてのニーズの把握、利用者の推移等、入所動向については旭区と連携して協調・協力を行っています。また、区の方針、動向、コスト分析については区長自ら来園し説明していることで相互理解の確度は高いです。</p>	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント>	
<p>横浜市、旭区の各種計画に基づいた中から保育事業の課題を抽出し改善に向けた取組を行っています。この一役に年度末の保育所自己評価を位置づけ、振り返りと次年度の具体的な取組につなげています。老朽化している什器備品については旭区子ども家庭支援課と連携しながら順次対応に努めています。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<コメント>	
<p>中・長期計画は5年単位で国、神奈川県、横浜市、旭区で策定されています。長期計画は横浜市基本構想（長期ビジョン）があり、保育事業の整合性を図りながら旭区子育て家庭への支援を実施しています。年間目標については統括園長及び園長で策定していません。</p>	

<p>【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 横浜市の各種計画、方針及び保育所自己評価から左近山保育園独自の単年度計画を策定しています。指導計画、行事計画及び全体的な計画では、行事、保健、食育、異年齢交流、避難訓練、育児支援等、項目別に行き可能な具体的な内容となっています。年度末には振り返りと見直しを行い次年度の事業計画に反映しています。</p>	
<p>(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>	
<p>【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 横浜で策定している中・長期計画及び旭区の運営方針から園長が関係する事業計画を、職員会議で説明し周知しています。この説明には職員個人の目標設定、行事計画等、職員の意見を取り込んだ内容になっています。左近山保育園の事業計画の特徴としては、保育計画に反映され実践し、また旭区とも連携できていることが挙げられます。そのことで周知度、理解度は高くなっています。</p>	
<p>【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 保護者には懇談会の場で全体的な計画の関係する部分を説明しています。入所時にはスライドを使ってさらに分かり易く説明しています。また、園内各所に掲示しさらなる周知を図っています。保護者とのコミュニケーション・周知の方法としてはコドモン（保育業務支援アプリ）の活用、対面での説明、ルビを活用した資料の配付等、継続して取組んでいかれることを期待しています。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

<p>(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 作成した各種計画は、対象期間後に振り返りを行い記録しています。これらはカリキュラム会議で共有され次の行動に生かされています。また、年度末に行う保護者アンケートは分析をし、集約して公開しています。第三者評価は5年ごとに受審し、評価結果はかながわ福祉サービス第三者評価推進機構のホームページ等に公開されています。保育の質の向上には積極的に園全体で取組んでいます。</p>	
<p>【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 旭区公立保育園4園で自己評価（保育所の自己評価について）を各園で行い、結果を統括園長に報告して共有しています。その中で課題、改善点については職員会議で共有及び周知を図り、日々の業務に生かしています。また、この内容は園内に掲示して保護者への周知にも取組んでいます。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 横浜市保育所庶務規程に業務内容、権限、責任が明記されているため職員への周知はできています。有事の際の指揮系統は「保育・教育施設班活動マニュアル」に園長不在時の対応についても記載されています。このマニュアルに基づいて有事時の分担表等を掲示することで保護者の周知も深まることが期待されます。	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 入職時に旭区で入職者向け研修を実施して関連する法令及び行動指針を説明されています。園長は、コンプライアンス、不祥事防止、環境、個人情報保護、子どもの人権等、各種運営に必要な研修を受講して園内にフィードバックして共有しています。その際に自園に置き換えて説明することでより具体的となり職員の理解の深まりを促しています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 園長は日々の保育状況を観察し、様々な場面での助言、指導を行い職員の育成に努めています。重要な課題がある場合はプロジェクトチームを発足して改善に取り組んでいます。また他園の公開保育に参加する等知見を広めることにも注力し自園の保育に生かしています。	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 経営については横浜市、旭区で改善に取り組んでいます。園長として事務作業時間や仕事量の削減、休暇取得の促進、ノー残業デーの設定等、ワークライフバランスに努め働きやすい環境を提供しています。また、職員面談では業務に関する意見や提案があれば検討し、業務に反映させています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> 採用、教育は横浜市子ども青少年局・横浜市が実施しています。求められる福祉人材像については「人材育成ビジョン（保育士分野）」に規定されています。定着率は高いですが園長は3年、その他職員も長くて5年を目処に異動となるため個人に向けた人材育成面はメンター役の異動等、課題にはなりますが、2年間のトレーナー制度で解決されています。公立園のため効果的（有償サービス）な採用活動ができないため限られたメディアを有効活用されることを期待します。	

【15】 II-2-(1)-②
総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

求める職員像については、「人材育成ビジョン（保育士分野）」に職責に応じた役割、能力が示されています。各職責には充実した研修が計画されており、これによる人事考課も明確な基準で明示されているため、職員は希望を持ってスキルアップに動んでいます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

【16】 II-2-(2)-①
職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

<コメント>

園長は勤務実績を観察、分析を行い業務の見直し、休暇取得の促進等に配慮しています。園長は職員への声かけ、面談等を通じて職員自身の状況把握に努めています。また、毎年のストレスチェックの実施等、メンタルヘルス対応は旭区で実施されています。このような取組により働きやすい環境を構築しています。職員には満足度アンケートが実施され、このアンケート内容は園長が知ることができない仕組みであり、問題があれば園長の課題となります。多種多様な取組がありますが個々職員のヒアリング、配慮は今後も継続されることを望みます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

【17】 II-2-(3)-①
職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

<コメント>

職責による求められる職員像が明確になっています。年度初の園長面談で目標共有シートを用いて業務の目標や取組む業務内容について達成時期等の意識合わせを行い、年度末に振り返りを実施し次年度の課題にしています。これらは人事考課につながるため、職員には評価の方法、観点を理解する研修もあります。評価は園長が行うため園長も研修を受講し相互に齟齬がない評価になるよう努めています。

【18】 II-2-(3)-②
職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

<コメント>

2年ごとに見直しされている「横浜市人材育成ビジョン」を基本に、横浜市、旭区が年間の研修を計画しています。これら職位に応じた目標、姿勢、行動、受講が必要な研修が「キャリアラダー」に指標されています。園内研修でのグループワークにも活用している「よこはま☆保育・教育宣言」は、民間にも配布して活用され、不適切保育の事例等を職員間で研鑽を図っています。この他にも人権研修、ケース会議、カリキュラム会議で研修する機会を設けています。

【19】 II-2-(3)-③
職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

<コメント>

入職時に基本的な教育研修は、常勤職員・会計年度任用職員の全職員が受講しています。常勤職員については新人トレーナー育成制度があり、OJTが2年間実施される等、手厚い環境になっています。また、外部研修については園長から受講を促される場合もありますが、自主的な受講希望も取込んで計画しています。その中でキャリアアップ研修については民間優先のため受講機会が乏しい事象もあります。今後は単年度職員の研修を充実させる体制が期待されます。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

【20】 II-2-(4)-①
実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

a

<コメント>

実習生は次世代に向けた人材と捉え、積極的に受入れに取り組んでいます。また、学校とも調整を図りながら機会を用意しています。受入れについては担当者を設定し実習生指導者研修を受講しています。マニュアルには実習生の受入れをするための職員の姿勢、オリエンテーション（スタートガイド）内容、1日の流れが記載されています。実習生本人の希望も取り入れた内容とスケジュールになっており、実習最終日には園長、主任、保育士と振り返りを行い、実習生自身の学びを深められるようにしています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント> 運営主体は横浜市であり運営に関する情報は旭区ホームページや、子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」に園の概要、保育方針、第三者評価結果が公開されています。また、園のパンフレットにも同様の内容を掲載して旭区の地域子育て支援拠点で配布しています。利用のご案内（兼重要事項説明書）には保育方針、保育の特色の他、行事予定、1日の流れ等を分かりやすく掲載しています。地域へのお知らせは、外掲示板に掲示する等、運営の透明性を確保しています。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 経営・運営については横浜市、旭区となり、園の保育に関する運営については園で行うことで職務分掌が明確にされています。経理の分担は、園長が起案や立ち合いを行い、主任が検査員となるダブルチェック体制を取っています。また、横浜市監査課による内部監査が実施され結果は外部機関が確認することで経営、運営の透明性が確保されています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> 全体的な計画に地域との関わりとして「公園愛護会」、「商店街おまつり」、「高齢者施設らびが交流」、「つるがみねっと」、「地域ケアプラザ交流」等を実施しています。子どもとの関わりとしては、「体験交流（小・中学校）」、「インターンシップ応援隊」、「ボランティア交流」等に取組んでいます。「園庭開放」や「育児相談・講座」、「交流保育」等の実施を外壁に掲げ地域の子育て親子、保護者へ案内をしています。また、「いっしょにあそぼ」を外の掲示板で周知を行い、今年度は、育児講座を食育講座（給食体験）も含め10月～12月まで複数回提供し、交流保育（毎月1回）、園庭開放（平日）、絵本の貸し出し（平日、2冊・2週間）、身体測定の日等を提供しています。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント> 受入れマニュアルを整備し、担当者の設定及び実習担当者の研修を受講し、受入れ時にはオリエンテーションを行い、園の概要、目的、注意事項等を含め説明をしています。近隣の小学生にはボランティア活動、中学生には職業体験、高校生にはインターンシップとして受入れを実施しています。また、園の応援隊事業として近隣のボランティア希望者に登録をしてもらい、修繕、剪定等をお願いしています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント> 関係機関等は、旭区子ども家庭支援課、西部地域療育センター、児童相談所、園医、学校、警察署、消防署等の電話番号をリスト化し、いつでも直ぐに連絡を取れるよう整備しています。要保護児童対策地域協議会へ参加、児童相談所、子育て支援会、療育運営委員会等の関係機関とは必要に応じて連携を図り、共通の問題に対して解決に向けて協働し、情報交換を行う等、取組を行っています。今年度より医療的ケア児サポート保育園となり旭区と連携して情報を共有しています。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント> 子育て支援連絡会で地域のニーズ、課題の共有をしています。当園が子育て支援センターとして園庭開放、育児講座、赤ちゃん教室等を開催し地域住民の相談、福祉ニーズの把握、情報収集に取り組んでいます。入手した情報は次の行動につなげられるよう、文書化及び分析・検討を図り、さらなる地域ニーズの把握につなげていくよう期待いたします。	
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<コメント> 地域貢献に関わる活動としては園庭開放、育児相談、交流保育、育児講座、地域の保護者への育児相談に取り組んでいます。地域行事として商店街のお祭りへの参加、公園愛護会の植栽への参加等、地域活動に貢献しています。また、園情報である園だよりを発信し注力しています。被災時の地域支援としての職員の行動、保育所の開所に向けたBCP活動等を職員各人と周知確認する機会を増やすことで統一的な行動ができることを望みます。また避難所が小学校であることで案内や市の状況等の広報活動に外掲示板を活用する等、取組まれることを期待します。	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<コメント> 利用のご案内(兼重要事項説明書)に明示されている保育理念、保育方針、保育姿勢、園目標に基づいて、「子どもを尊重した保育」を園内研修等で職員に周知しています。また、「よこはま☆保育・教育宣言」を展開するために、子ども一人ひとりを大切に育てる保育をすること、子どもの主体的な遊びを大切にすることを共通認識とした保育を実践しています。		
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b	
<コメント> 利用のご案内(兼重要事項説明書)にプライバシー保護について記載されています。例えば、行事の写真をSNS等に投稿しないよう行事案内、当日の説明で保護者に促しています。人権に配慮した保育を行うこと、プライバシーを尊重し保護することを職員の責務としています。身体測定時やシャワーの利用時、着替え時にはカーテンや衝立を活用し遮蔽するよう配慮しています。今後は職員間でのさらなる意識向上に取り組まれることを期待します。		
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	
<コメント> 園のパンフレットは旭区役所、地域子育て支援拠点または子育て支援イベントで配布しています。資料はイラスト、表を用いて分かり易さに配慮し保育所選択に必要な情報を網羅して園の情報を提供しています。また、横浜市・区のホームページでも情報が入手できるようになっています。園の見学は園長が応対し写真等を活用して利用希望者に分かりやすく丁寧に説明するよう工夫しています。		

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

b

<コメント>

入園説明会では利用のご案内（兼重要事項説明書）の読み合せ及び説明を丁寧に行い、利用契約を交わしています。延長保育、土曜保育、アレルギー除去食対応については個別に面談を行い、別紙申請をお願いしています。持物等は視覚的に理解できるよう工夫し齟齬が生じないように努めています。また、外国籍の保護者には翻訳機の活用や通訳を介して説明を行っています。一部の保護者に正しく伝わらないこと等を鑑み、流れや事例集等、具体的な説明も付加するよう取組まれることを期待します。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

途中転園した子どもの情報については、個人情報でもあり、基本的に情報提供や保育の引き継ぎは行っていません。但し、保護者からの相談には応じています。しかし横浜市、旭区からの依頼がある場合は横浜市、旭区を介して対応しています。保育所の利用終了後も園長等を窓口として保護者からの相談等に対応しています。今後は記録を残すことを期待します。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

<コメント>

行事後のアンケート及び満足度アンケートを実施し、その結果は公表しています。改善が必要な事案については課題化して会議等で検討しています。また、保護者とは送迎時等、日々のコミュニケーションを大切に、乳児クラスでは連絡帳で子どもの様子を読み取れる内容にする等、配慮しています。保護者支援の側面では子育ての悩み、不安、不満等を把握した場合には声かけを行い、面談を実施して対応しています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

利用のご案内（兼重要事項説明書）には苦情受付担当を主任保育士またはクラス担任とし、苦情解決責任者は園長である旨を記載公表しています。また、第三者委員会の各委員の氏名も公開しています。意見箱（みんなの声）が玄関含め3か所に設置されています。意見しやすい環境を構築して意見を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査し、申出者と相談室等で話し合いやすい環境を設けて聴取するようにしています。苦情内容については解決に努め、必要な改善を行い園だよりで公表しています。「ご意見は宝」とし、保育の質向上につながる位置付けに職員の共通理解を促しています。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

利用のご案内（兼重要事項説明書）に、改善、意見、要望等があれば遠慮なく相談して欲しい旨を記載しています。基本は園長含め園内で解決をしますが、園内で解決できない事案については苦情処理委員会を設置する等対応を明記しています。方法としては、受付担当である主任またはクラス担任に伝えることを基本としていますが、登降園時に職員が保護者からの意見や相談を随時受け付ける場合もあります。プライバシー保護に配慮して相談室を利用することで意見しやすい環境も整備しています。また、意見等は連絡ノートを利用して職員間で情報共有を図っています。今後は、受付及び解決に向けた一連の流れを周知できることを期待しています。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

<コメント>

園内に意見箱である「みんなの声」を玄関含め3か所に設置して保護者からの意見、要望、相談等を受けつけています。この他に満足度アンケート、行事実施後のアンケートを実施して保護者の意向、状況を確認しています。職員が保護者からの意見、要望、相談等を受けた場合には、主任またはクラス担任に報告し、会議で対応を検討し情報を共有しています。また、適切に記録を行い、鍵のかかる書庫に保管しています。内容によっては旭区、統括園長と共有し対応する場合もあります。回答までに時間を要する場合には進捗を報告し申出人の理解が得られるよう努めています。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント> 園長をリスクマネジメント責任者として事故発生時の対応訓練の計画及び実施をしています。ヒヤリハットについては発生時に状況を記録し、ミーティングで報告を行い、改善策を検討して再発防止に努めています。また、他園での事例を検討することで予測できる危険について学習しています。園内設備については職員による日々の安全点検の実施、専門業者による自動警報装置の点検、遊具の点検（年1回）を実施しています。この他にも救急研修（月1回）、SIDS発生時研修、プール時の発生事故・対処についての研修、嘔吐発生時の研修、異物混入事故発生時の研修等、多様なリスクに向き合い研鑽を深めています。また、園内外のハザードマップを作製して注意喚起しています。今後は定期的にリスクアイテムをリスト化し整理する等、顕在化に取組まれることを期待いたします。	
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント> 園では、「衛生管理マニュアル」、「感染症予防まん延防止マニュアル」を策定し基準として、看護師の指導により園児、職員の予防に取組んでいます。また、手指衛生の徹底、手拭きタオルからペーパータオルに変更する等、感染症予防に努めています。発生状況は逐次コードモンで保護者と情報を共有しています。消防署員による救急対応訓練、心肺蘇生研修や嘔吐処理についてはシミュレーション訓練する等、職員のスキルアップに取組んでいます。	
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<コメント> 災害対応マニュアルを作成し役割分担を明確にして有事時の速やかな避難行動ができるよう職員に周知しています。避難訓練は火災訓練を毎月1回実施し、その他地震、不審者訓練等を追加で行っています。また、年1回、消防署との合同訓練も実施しています。園内の設備には、消火器、火災報知器、AED、緊急連絡先表を備え、備蓄品については、食料、飲料を3日分保存し台帳管理により期限を管理して適宜、交換・補充を行っています。今後は保護者との災害伝言ダイヤルの利用訓練を行う等、多種のインフラを準備されることを期待します。	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	
<コメント> 保育の実施方法については各クラスに「業務マニュアル」を配備し統一して業務が実施できる環境を構築しています。日々については「一日の流れ」を基本に流用する等、見通しが明確になることで職員間の齟齬が少なくなります。毎年度、保育士自己評価を実施することで確認・振り返りの仕組み化もできています。		
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	
<コメント> 保育の標準的な実施方法の基本である「業務マニュアル」は、定期的に園長、主任、担任で振り返り及び見直しを実施しています。また、保護者アンケート、面談、会議等で意見された内容についても反映できるよう努めています。見直した内容については各クラスに展開され、職員に周知し実践しています。		

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

【42】 Ⅲ-2-(2)-①
アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

<コメント>

指導計画は園長を責任者とし多種職で連携・協議をしています。具体的な個人記録については面談、送迎時の会話等も反映しています。各年齢の担任から各クラスに展開し月間指導計画等を策定して基準としています。乳児の月間指導計画は個別に作成し、子ども一人ひとりに配慮しています。幼児の月間指導計画は、クラス全体で記載し、個別配慮や家庭環境等は「個別配慮」の欄に記載して留意しています。支援の必要な園児については地域療育センター等、専門機関と連携を図り、一人ひとりに適した計画を作成し支援しています。

【43】 Ⅲ-2-(2)-②
定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

<コメント>

年間指導計画の「年間目標」を当年の指導テーマとして各クラスに展開をして実践しています。本テーマは年度末に各クラスで振り返り、園長、主任、担任で見直し評価の検証・討議により翌年度の年間目標としています。今後は、会計年度任用職員にも周知できる仕組みを検討されることを期待しています。

(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

【44】 Ⅲ-2-(3)-①
子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

<コメント>

子どもの発達や生活状況は、横浜市で定めた様式でコードモンに記録し(児童票、健康台帳、保育日誌、経過記録)、保管して共有しています。園での日々の活動については、保護者は保育ドキュメンテーションで確認することができます。園児の写真については保護者の同意を確認し、また、行事で撮影した映像については公開することが無いように周知しています。職員は個人情報保護についての研修を受講して意識統一に取り組んでいます。情報の管理については適正かつ利用しやすさ等の観点で時代に適した仕組みに取組まれることを期待しています。

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

子どもの発達や生活状況は記録し(児童票、健康台帳、保育日誌、経過記録)、施錠した書庫に保管しています。外部からのアクセスは制限し、持出禁止にしています。職員とは守秘義務契約を取り交わし意識合わせし、事例等を利用した研修を実施しています。保護者には利用のご案内(兼重要事項説明書)にて個人情報やプライバシー保護について周知しています。

第三者評価結果

事業所名：横浜市左近山保育園

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p> <p>【A1】 A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>a</p>
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童憲章、保育所保育指針、児童福祉法の趣旨を踏まえて策定しています。園長、主任を中心に策定し、年度末に振り返り、見直しを行っています。職員は年・月間指導計画、月の活動計画、週案等の振り返りを行い、全体的な計画の見直しに生かしています。今後、会計年度任用職員への意識疎通の機会を用意できる体制作りを取組まれると尚良いでしょう。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p> <p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>第三者評価結果</p> <p>b</p>
<p><コメント></p> <p>左近山保育園は、広い園庭を有し、大型遊具も設置されています。各保育室は採光も良く、十分なスペースを確保し、子どもたちが楽しく過ごせる環境になっています。プレイルームと寝食ルームを分けて効率性、場面の切換に配慮し、子ども、保育者にメリハリのある快適な空間となるよう考慮しています。園庭の大型遊具は定期的に点検し安全に配慮しています。子どもたちが伸び伸びと遊べる環境があり、安心して楽しく生活できるよう工夫しています。室内は温湿度計を監視しながらエアコン、空気清浄機、加湿器等を適宜活用して快適な環境を提供しています。衛生面では手拭きタオルをペーパータオル化する等、配慮しています。今後も子どもの状況に配慮した寛げる環境の整備に取組まれることを期待します。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>発達過程を踏まえて子ども一人ひとりに適した寄り添った保育に取り組んでいます。保育の指標の一つに「心とからだの健康」にあるように、子どもたちが健康に過ごすため、食事、睡眠、排泄、清潔等の基本的な生活を大切にしています。利用者アンケートからも、職員の優しい対応により子どもが楽しい園生活を送ることができ、「保育園に行きたい」という気持ちにつながっていることが窺えます。今後は「セルフチェックシート」を活用してさらに全職員の振り返りのできる体制に取組まれることを期待しています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>学年、月齢及び子ども個人ができそうな内容を考慮し基本的な生活習慣の習得について取り組んでいます。子どものやろうとする姿勢、意欲を持たせる視覚的な表示の工夫や、動線の配慮を大切にしています。子どもが一人でできた時には一緒に喜ぶ等、共感を大切に成功体験を実感し、次へのステップの入口に導いていくことにより、自然と身に着けられる仕組みづくりに取り組んでいます。また、活動と休息のバランスに関しては検討していますが、個別対応の必要の範囲に関しては、必要であれば(オン)または、見守る(オフ)を、場面や子どもの様子・状況、職員の配置状況等を考慮し、柔軟に対応することで効果的な援助につながることを期待しています。</p>	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

自主性を大切にするため子ども本人が自身で選ぶことができる環境に配慮しています。天気の良い日は、広い園庭で遊具を活用して遊び、かけっこをする等、伸び伸びと体を動かし、散歩では自然と関わりが持てる等、趣向を凝らしています。また、地域祭り、花苗植え等で地域との関わりも積極的に取組んでいます。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

保育士、看護師が連携した乳児保育を展開しています。畳の感触を大事にして寝食分離の環境に配慮しています。子どもと視線、目線を合わせ、代弁するような関わりを大切にしています。また、楽しく覚えられよう、音楽を取り入れたりすることで子ども自らが行動できるよう工夫をしています。子どもの状況は連絡帳を基本に、日々の保育内容、様子を保護者と共有し適切な養護に取組んでいます。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

3歳未満児の保育では、年間活動計画及び年間指導計画を基に月間指導計画に養護と教育の両面を取り入れ、子ども一人ひとりの発達、健康等を把握し、「やってみたい気持ち」を大事にした保育に努めています。日々のミーティングからカリキュラム会議まで、全職員で関わり方を検討して改善に関して共有しています。子どものトラブルについては、職員が仲介し、できる限り気持ちを受け止め、言葉にして伝えるよう心がけています。保育士以外の大人との触れ合いでは、消防署員、警察官等が園内訓練で来園する等、交流があります。今後は調理員が保育室に入って喫食状況の観察・把握等に取組まれることを期待します。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳以上児の保育では、子どもと相談しながら子どもの意見を尊重した活動に努めています。子どもの発信する力を付け、就学及び将来に向けた準備に取り組んでいます。また、集団の中で友だちと関わりを持ち、遊びが展開できるよう環境を整え、年齢や子どもに応じた援助を心がけて保育を進めています。仲間に認められたり、友だちの良さを感じたりしながら、皆で取組む楽しさを共有できる機会を設けています。保護者とは保育ドキュメンテーションを通して日々の活動、保育士の思い等を共有しています。近隣の小学校には園だよりを持参する等、関係性を深める努力をしています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
---	---

<コメント>

障害のある子どもの保育については、複数の担任で対応しています。個々のカリキュラムによる個別目標に取り組んでいます。保育の姿勢と目標にも掲げている「一人ひとりが違うことを認め合えるようにします。」とした保育に努めています。障害認定を受けた子どもや支援が必要な子どもについては、個別計画を作成し、保護者及び療育との連携をしながら登降園での配慮、自分のできるような援助等を実践することで集団生活が送れるように支援しています。該当児の保護者とは定期的に面談を行い、療育の状況等の情報交換を密に行い、職員へのフィードバックによる情報を共有することで支援に生かしています。さらに、研修等で研鑽を図り、知識の向上、多様な対処方法を学ぶ機会を設けていかれることを期待しています。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
--	---

<コメント>

子どもの在園時間を考慮し、「静と動」の活動のバランスに配慮して休息の取り入れ方、午睡時の安眠等の環境整備に努めています。園と家庭でのリズムに配慮して無理のないよう過ごせる環境に取り組んでいます。特に、16時以降の保育については合同保育の年齢範囲、タイミングを考慮し、長時間保育を利用する子どもへの配慮が成されています。職員間で夕方のブリーフィングにて引継ぎと情報共有を図っています。今後は子どもがリラックスできるスペースの確保等、個人の状況に応じた環境提供ができることが期待されます。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
--	---

<コメント>

小学校と学校訪問、児童との交流、要録等、良好な関係を築いています。文字に興味を持てるように歌詞カードをホワイトボードに書く等、工夫しています。就学に向けて育て欲しい10の姿を色分けしてドキュメンテーションにも展開しているので、子どもにも就学後の見通しが持てる指導にも取り組んでいかれることを期待します。

A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果 a
---	--------------

<コメント>

子どもの健康管理については「健康管理マニュアル」を基準に、日々登園時の視診、個別ノート、健康カードにより職員間で情報共有を図っています。保護者へは年4回、局より発行される「すくすく」で啓蒙しています。利用のご案内（兼重要事項説明書）に、健康・衛生・安全についての記載もあり周知されています。SIDS（睡眠時無呼吸症候群）については、緊急対応訓練を行い、対策に取り組んでいます。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

内科健康、歯科健診は年2回（全園児）、視聴覚健診は年1回（3歳児）、尿検査は年1回（3歳児以上）実施し、身体測定は全園児に毎月1回行っています。健診実施前に保護者には気になる点をヒアリングし、医師に確認する等、潜在的な懸念点を確認しています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対しては、入所前の説明、及び医師の指示書に基づき指導表を作成し、必要な対策・対応を行っています。毎月アレルギー面談を保護者、栄養士、園長、主任、担任で実施しています。また、救急訓練を毎月実施しAED、エピペン等の実技研修を行い、全職員が共通なスキル保持を目指しています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<コメント>	
一人ひとりの発達状況、保護者の意向を調理員と共有し、硬さ、温度、大きさ等を配慮しています。特長的な食育として、胚芽米を使った豊富な栄養素の確保に努めています。子どもたちも違和感なく喫食しています。また、園庭で野菜の栽培を行い、日々成長を観察することで食への興味につなげ、収穫した野菜を調理喫食することで食べ物を大切に思い、大事に食べることを学べるよう取り組んでいます。食器は材質（陶器）に留意して食べ易さに配慮しています。子ども自身で食べられる量を知り、満足感が得られることで食への意欲が増進することにつながっています。また、食事の様子を動画で記録して研修のテーマにする等、研鑽を高めています。今後は調理員による食事の様子を観察できる体制作りと食材ロスの軽減に取り組まれることを期待します。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<コメント>	
献立は横浜市が作成し、見た目も楽しく・おいしく・安心して食べることのできる食事を提供しています。喫食状況を職員で共有し食べやすい状況を確認しています。ルーから手作りする等、おいしさと安心に拘った献立になっています。離乳食期の乳児には、一人ひとりの状況を観察して大きさ、温度、硬さに配慮して提供しています。給食・おやつサンプルは事務所に展示してお迎えの保護者に実物で伝えています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
保護者とは送迎時に日々の様子を「保育ドキュメンテーション」で提供し子どもの様子、成長を共有しています。会話での対応も大事な情報共有であり積極的に声をかけています。乳児については連絡帳も活用してより細やかな情報交換が保護者と成されています。特記する事項がある場合は、記録を残し職員間で共有しています。また、必要があれば面談を実施してコミュニケーションを図ることで信頼関係が築けています。保育内容等については、懇談会、園だより、クラス通信等で定期的に伝えています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
日々、保護者の様子等に気を配り、変化等を感じた場合には送迎時の声かけや連絡帳等で支援し、必要に応じて日誌に記録しています。利用者（保護者）アンケート結果からも、保護者と良好な信頼関係が築けていることが分かります。また、必要に応じて保護者との面談の実施をする等、子育ての悩み等を話す機会を提供しています。しかし、些細な疑問や相談等は控えてしまう傾向があり、今後、口頭の方法以外の手段も用意することが望まれます。例えば、ICTを活用することで気安かつ簡便化につながると良いでしょう。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
利用のご案内（兼重要事項説明書）に、虐待の防止についての対応と連携について明記しています。子どもや保護者の様子は注意深く観察し気配がある場合は職員間で共有しています。具体的には朝の健康観察、着替え等により痣、ケガ等の観察を行い、確認できた場合は写真に記録して情報を共有しています。また、兆候や発見が確認できた場合は速やかに園長、主任の指示を受け、関係機関との連携体制を敷いています。今後、ケーススタディ等で全職員が虐待防止研修の受講の機会や、職員間での研修内容を定期的に学ぶ機会を設けていかれることを期待いたします。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>日誌、保育ドキュメンテーション、指導計画で保育内容を振り返ることにより職員間で共有ができる体制にしています。自己評価の実施、研究会での職員間での検討・研究は記録をすることで保育の改善や向上に取り組んでいます。職員は、毎年度「自己評価シート」を園長に提出し、それを基に年1回の面談を実施することで保育の実践等を一人ひとりが振り返ることができます。保育の質の向上は永続的ですから、さらに研鑽を深めていかれることを期待いたします。</p>	